

税の申告準備は進んでいますか？

確定申告

2月16日(木)～3月15日(水)

図所得税について⇒ 洲本税務署 ☎ 24-1212
図市・県民税について⇒ 税務課 ☎ 43-5213

所得税及び復興特別所得税と市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告受付会場は大変混雑しています。 営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等は、あらかじめ分類し集計してからお越しください。 皆さまのご協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告が必要な人

給与所得者の所得税等は、通常、年末調整で精算されますが、次のような人は申告が必要です。

- ① 事業・農業・不動産所得がある
※売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要です。必ず事前に分類し、集計してから申告会場にお越しください
- ② 保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- ③ 給与の年収が2,000万円を超える
- ④ 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える(20万円以下でも、市・県民税の申告は必要です)
- ⑤ 2か所以上から給与をもらっている
- ⑥ 年末調整後に扶養等控除額に変更があった
公的年金等を受給している人のうち、収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

2 申告で所得税等が還付される人

確定申告の必要のないサラリーマンや年金所得者でも、下記の場合には、確定申告をすれば、所得税等の還付を受けられる場合があります。

- ※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人には、還付金はありません。
- ① 災害や盗難にあった
- ② 多額の医療費を支払った
- ③ 国や地方公共団体等に寄附をした
- ④ 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした
- ⑤ 年末調整し忘れた控除額がある、年の途中で退職して年末調整していない控除額があるなど

3 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住居のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告を済ませている
- ② 28年中の所得が、1か所からの給与または公的年金(遺族年金・障害者年金以外)のみ
※障害者控除、医療費控除、雑損控除等を受けようとする場合は申告が必要です
- ③ 市内在住である親族の税法上の扶養になっている人

4 確定申告に必要なもの

- 申告書、印鑑(認印)
- 集計した収支内訳書(事業・農業・不動産所得がある人)
- 申告者の個人番号(マイナンバー)と本人確認書類の提示または写しが必要です。
※【マイナンバーの記載】は、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者及び相続人の記載が必要です。
※【本人確認書類】は申告者のマイナンバーカードまたは、マイナンバーを確認できる書類(通知カードか住民票、または住民票記載事項証明書)と身元確認書類(運転免許証かパスポート等)
- 源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
※ 公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行 **ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165**
- 事前に集計した医療費の明細書、支払った医療費の領収書原本(医療費控除を受ける人)
- 支払保険料の証明書(生命保険・地震保険料控除を受ける人)
- 登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等(住宅借入金等特別控除を受ける人)
- 障害者手帳等(障害者控除を受ける人)
- 被害を受けた住宅や自動車の取得年月、住宅の床面積などがわかるもの、災害関連支出の領収書、保険金等を受けた場合の金額がわかる書類、り災証明書のコピー(雑損控除を受ける人)
- 国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書(国民年金、国民年金基金の保険料を支払った人)
※ 紛失した人や届いていない人は再発行を受けてください **図ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004**
- 寄附金領収書(寄附金控除を受ける人)
- 申告者名義の口座番号がわかるもの(還付される場合)

南あわじ市役所での申告相談受付日

図税務課 ☎ 43-5213

◆市職員による相談と申告の受付

相談会場 市役所第2別館 3階 多目的ホール
(南あわじ警察署のとなり)

相談期間 2月16日(木)～3月15日(水)

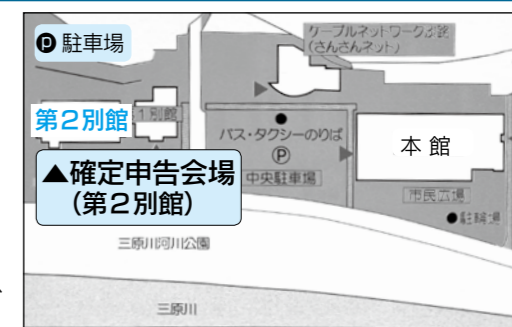
受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜を除く。ただし、2月26日(日)、3月5日(日)は、受け付けます。

なお、日曜日の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、ご質問にお答えできない場合があります。

※お車で越しの人は、第2別館奥の駐車場をご利用ください。

沼島地区相談 2月23日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時 会場：沼島出張所



◆税理士による相談と申告の受付

相談会場 上記に同じ

相談日 2月16日(木)、17日(金)、20日(月)、21日(火)、27日(月)、3月6日(月)

受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

◆「相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。

◆昨年度まで実施していた税務署員と税理士による地区相談は廃止されました。市役所申告会場に税理士が同席して申告受付を行います。税務署員による受付をご希望の人は淡路文化史料館(税務署相談会場)で申告してください。

5 確定申告書が完成している人

確定申告書が完成して提出のみの人は、申告相談会場ですべて職員に直接手渡ししてください。

ただし、内容の確認等を必要とされる場合は受付をして順番が来るまでお待ちください。

また、郵送でも受付します。送付先は洲本税務署(〒656-8656 洲本市山手1-1-15)まで。

6 市役所相談会場で確定申告の受付・相談ができないもの

- ① 青色(確定)申告
- ② 土地建物などを売却した場合の譲渡所得
- ③ 株式の譲渡所得
- ④ 株式の配当(申告分離課税を選択した場合)
- ⑤ 先物取引 ⑥ 消費税 ⑦ 贈与税 ⑧ 相続税等

※以上は、市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署の確定申告会場(淡路文化史料館)までお願いします。

8 ◆申告相談を利用される場合のお願い

◆医療費控除を伴う確定申告は、まず領収書の整理、計算などを事前に済ませてから来場してください。整理、計算するときは、①医療を受けた人別に、②病院・薬局別に分類してください。整理されていない場合は受付ができません。

◆事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、収支内訳書に記入しておいてください。整理されていない場合は、申告の受付ができません。

◆畜産農家の人は、平成28年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況を整理しておいてください。

※洲本税務署の確定申告会場は、淡路文化史料館です。(広報7頁)